

ら同法の施行の日の前日までの間ににおける証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第五条第二項の規定の適用については、同項中「第三百六十三条第六号」とあるのは、「第三百六十号」とする。

第二十七条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における証券取引法等の一部を改正する法律附則第五条第二項の規定の適用については、同項中「商品取引所法」とあるのは、「商品先物取引法」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十八条 附則第三条から第二十一条までに定めるものとのほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第三十四条及び第三十五条 削除

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第三十四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。
別表第二第十号中「第三百六十三条第六号」を「第三百六十三条第九号」に改める。

第三十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二第十号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。